

東京都舟運活性化事業費補助金
交通手段としての航路事業
【募集要領】

令和5年4月
東京都都市整備局

目次

- 1 事業の目的
- 2 事業者の募集概要
- 3 応募手続
- 4 審査及び選定
- 5 補助事業の手続・実施
- 6 補助事業の完了
- 7 注意事項等

1 事業の目的

本事業は、舟運事業者等による「交通手段としての航路事業」に対し、その経費の一部を補助することにより、舟運を活用した交通ネットワークの形成により舟運活性化に寄与することを目的とします。

2 事業者の募集概要

(1) 募集の概要・枠組み

今回の募集は、令和5年度に新たに創設した「東京都舟運活性化事業費補助金」のうち、「交通手段としての航路事業」を実施する事業者を募集するものです。

〔なお、同時に募集を開始する「船着場のデジタル化事業」は、事業者を別途受け付けますので、こちらの補助を希望する事業者は、下記の問合せ先へ事前相談をお願いします。〕

補助の内容は、「東京都舟運活性化事業費補助金補助要綱」及び同細目を御確認ください。

本補助金の実施は、令和5年度から令和7年度までの3年間を予定しており、この間「交通手段としての航路事業」については、3航路の募集を予定しております。今回の募集では、1航路を実施する1事業者を募集しますが、事業計画等を審査した結果により、予算の範囲内において、最大3航路の事業者を選定する場合があります。補助対象事業者は、提出書類とヒアリングによる審査及び選定を経て、決定します。

(2) 募集・選定等のスケジュール

本事業の流れは以下のとおりです。今回は事業者の募集（下記フローの①）です。補助金交付の申請は②③を経た後、別途実施していただきますので御注意ください。

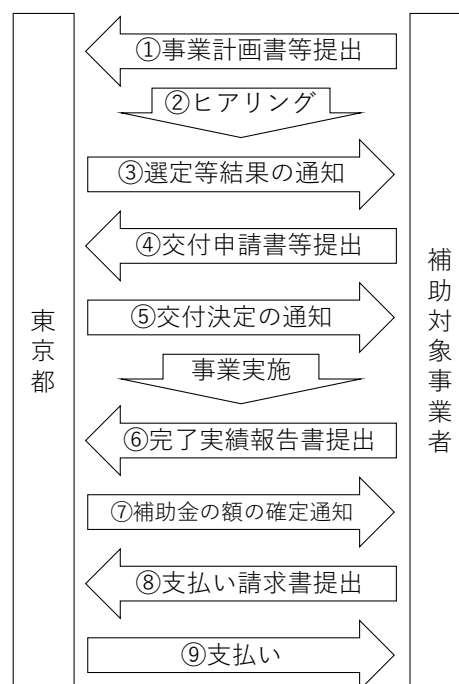
①事業計画書等の提出
 受付期間は、令和5年4月14日～同年5月31日午後5時（必着）

②ヒアリングの実施
 令和5年6月21日（水）午後を予定

③審査及び選定結果の通知
 （②の後、3週間程度）

④交付申請書等提出
 ③の通知を受領後、速やかに提出

⑤交付決定の通知
 ④の申請受付後、3週間程度で審査、通知



3 応募手続

(1) 事業計画書等の作成

○提出書類

- ①事業計画書（補助要綱第一号様式別紙）
- ②運航計画書（補助要綱に規定する内容を網羅すること。特に「運航の安全を示す資料」においては、安全管理規定、安全統括管理者、運航管理者、運航可否の判断基準、船舶の安全確保、安全教育等の船員の資質向上、安全情報の提供・利用者保護等について示すこと。このほか、運航を開始できる時期、令和6～7年度及び令和8年度以降の運航計画を明示すること）
- ③船舶新造・改良計画書（計画内容が分かる船の仕様や図面等を示すこと）
- ④その他、事業計画内容を説明する資料（選考の視点を踏まえて作成）
- ⑤事業者の補助事業の履行能力を示す資料
 （一般旅客定期航路事業の許可証、予定している運航体制等）

※③は船舶新造・改良に関する補助を受けたい場合に作成します。なお、船舶新造・改良補助は運航補助に付随し、選定された航路の運航のために補助するものです。このため、船舶新造・改良のみの応募は不可とします。

(2) 作成した書類の提出

(1) の提出書類を下記メールアドレス宛てに送付してください。

その際、メールの件名は【舟運補助金の応募(〇〇株式会社)】と御記載ください。

なお、送付後に、電話にてメールの受信確認をお願いします。

○提出先

部署：東京都 都市整備局 都市基盤部 交通企画課 交通プロジェクト担当

e-mail：S0000178(at)section.metro.tokyo.jp

(カッコ内の(at)を@に変更してください)

電話：03-3588-3392

○受付期間

令和5年4月14日～同年5月31日(水)午後5時(必着)

4 審査及び選定

(1) 事業計画等の審査・選定

事業計画等の提出書類は、東京都において審査・選定します。審査は、補助要綱及び細目の各種要件を満たしているか審査します。選定は、下記の視点により行政目的の達成等について評価します。なお、各種要件を満たしていない計画については審査の対象外とする場合があります。

<選定の視点>

① 運航の実現性

(運航の実現性を担保する資力、人材、実績等)

② 運航計画

(許認可手続き、開始時期、日・週間・年間の運航量、運賃・料金の設定)

③ 事業の継続性

(令和5年度～令和7年度の運航計画、令和8年度以降の事業の継続性
事業継続の体制確保、事業継続に向けた努力・自立の姿勢)

④ サービスの提供

(乗船券の販売、利用者サービス等の実施体制)

(2) ヒアリング

審査・選定のため、令和5年6月21日(水)(変更する場合があります)にヒアリングを行います。

5 補助事業の手続き・実施

(1) 交付申請書等の提出

審査・選定の結果、補助対象事業者になった者は、速やかに交付申請書を提出いただきます。

交付申請書の提出後、都において内容を審査して、交付決定を通知します（申請書を受理してから3週間程度）。

※令和6年度以降については、年度毎に交付申請をして頂きます。その際の交付申請額・交付決定額は各年度の予算の範囲内に限ります。（今回の事業者選定が後年度の補助額を保証するものではありません。）

(2) 補助事業の実施

交付決定の通知を受けた後、事業者において、必要な許認可手続、契約等を行い、補助事業の実施体制を整え、準備が整い次第事業を開始してください。なお、事業の実施状況について東京都の求めがあった際は、速やかに状況を報告してください。

6 補助事業の完了

(1) 完了実績報告書の提出

補助金の交付については、補助事業の完了後、1か月以内または補助事業の年度末の3月31日のいずれか早い日までに完了実績報告書を提出してください。

期限までに適切な完了実績報告書が提出されない場合は、補助金が交付されません。なお、必要書類の不足や内容不明瞭などの不備があった場合は、適切な完了実績報告書が提出されたとみなされませんので御注意ください。

補助金の支払までには、完了実績報告書の提出後2～3か月程度かかります。

完了実績報告書提出時には、運航の実績を示す資料、着工前の写真と着工後の写真、契約書や請求書等実際に要した経費が分かる資料及びその内訳等の添付が必要となります。

(2) 補助金の額の確定の通知

実施した事業内容の検査と経費内容の確認により、交付すべき補助金の額を確定し、事業者に通知します。

(3) 補助金の請求、支払

補助金の額の確定の通知を受けたのち、東京都に請求書を提出いただきます。東京都は、請求書を受けて、補助金の支払を行います。

7 注意事項等

審査・選定結果によっては、申請内容を一部変更して交付申請していただくことがあります。また、交付申請時に提出いただいた各種資料に補助対象外経費が含まれていると判明した場合においても申請内容を変更していただくことがあります。あらかじめ御了承ください。

なお、虚偽の申請が発覚した場合は、精算完了後であっても該当事業者の補助金の交付を取り消す場合があります。

○問合せ先

部署：東京都 都市整備局 都市基盤部 交通企画課 交通プロジェクト担当

住所：東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都庁第二本庁舎 11階南側

電話：03-3588-3392

e-mail：S0000178(at)section.metro.tokyo.jp

(カッコ内の(at)を@に変更してください)

メールの件名を【舟運補助金に関する問合せ(〇〇株式会社)】と御記載ください。